

# 第1回新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議 議事録

## 1. 開会

## 2. 藤本健康福祉次長あいさつ

## 3. 委員の紹介

## 4. 議長の選任

委員の互選により、弘前大学大学院医学研究科 萱場委員が選任された。

また、萱場議長の指名により、独立行政法人国立病院機構青森病院 和賀委員が職務代理者となった。

## 5. 議事

①これまでの新型インフルエンザ対策の取組及び新型インフルエンザ等対策特別措置法について

〔資料2-1「これまでの新型インフルエンザ対策の取組」、資料2-2「新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要」に基づき事務局から説明。〕

### 【萱場議長】

2009年に発生した鳥インフルエンザ（H1N1）の際の問題点などもあったと思うのですが、何か御質問・御意見などありますでしょうか。

（特になし）

### 【萱場議長】

予防接種の準備ですが、なかなか難しいところもあると思うのですが、各職場で、例えばワクチンが足りない場合には、全員にというわけにはいかないこともある。各職場で心づもりというか準備をしておいたほうが良いと思います。

②新型インフルエンザ等対策青森県行動計画骨子について

〔資料3-1「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画の作成方針等について」、資料3-2「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画骨子」に基づき事務局から説明。〕

【萱場議長】

骨子の説明についてですが、何か御質問・御意見があればお願いします。

【櫻庭委員（青森県商工会議所連合会）】

（※聴きとれなかった。）

【萱場議長】

（櫻庭委員の発言は）震災のように、自治体自体の機能が無くなった時に、手立てがあるのか。

【事務局】

特措法の中にも、市町村からの応援があれば県が支援する、という制度があります。例えば、市町村における対策ができない場合、県がどういう形で支援できるのかということも、今後、市町村の皆さんとお話していかなくてはならないと思っています。

【櫻庭委員（青森県商工会議所連合会）】

たぶん、今回（震災）の危機管理の中でも、自治体そのものが意思決定できなくなってしまったわけですよ。町長も村長もいなくなった、議会も含めて対応できない、そうすると行政という行為ができないという事態も想定されるので、要請を受けるのではなくて、県が判断するとか、あるいは国が判断するとかという危機管理をしておかないと、（新型インフルエンザ等が）まん延してしまって、この行動計画そのものの実効性が上がってこないのではという心配があります。

【事務局】

特措法の中には、事務の代行ができることとなっていますので、そういう事態が生じれば、代行していくこととなります。

【真柄委員（公益社団法人青森県医師会）】

資料2-2 P18の診断方法のところに、「臨床症状や検査キットによることとし、すべての疑い患者にPCR検査を行わない」と書いてあるが、通常、検査キットで陽性になった場合に、PCR検査をする場合が多いと思うのですが、ここで記載しているのはどういうことが疑問に思いました。

【事務局】

おそらく、前回（2009年の鳥インフルエンザ（H1N1））の反省もあると思うのですが、PCR検査、受ける側にも限りがあるということだと思われます。従いまして、最初は全数をPCR検査するとは思いますが、ある程度固まってくれば、検査キットによることとするということで、国でも整理していると思

います。

【真柄委員（公益社団法人青森県医師会）】

同じくP22の「③特に必要がでた場合において定める施設」とあるが、ここがよくわからないのですが。

【事務局】

国の有識者会議でも議論になっていまして、『区分1』については、過去の経験もあり比較的すんなり決まったということで、『区分2』についても、病院や食料品店などもすっきり決まったのですが、分かりにくいのは『区分3』で、遊戯施設などをどう扱うかということとなっていました。

考え方としては、まず、①使用制限以外の措置をお願いしていこうということです。それでも対策がうまくいかないということであれば、すべての施設ではなく、②ある程度の大きさ（1000㎡以上）の施設に要請・公表していくということです。

ただ、ある施設で、そこを中心にして感染が広がっていくというような場合には、大きさにはこだわらず、(③特に必要が出た場合において定める施設として) 要請・公表していくという形です。

## 6. その他

〔資料3-1のスケジュールについて事務局から、再度説明。〕

【野口委員（日本通運株式会社青森支店）】

輸送の立場からですが、震災時の緊急物資輸送等ですね、(災害対策基本法上の) 国の指定公共機関にもなっていますので、県知事と協定や契約、覚書等を交わしているのですが、特措法第54条で、要請があれば緊急物資の輸送等をやらなければならないのですが、今後、契約や協定等の文書で交わすのか、法律のみの要請なのか、今後の予定や考えをお聞かせ願いたい。

【事務局】

特措法は、災害対策基本法や国民保護法をベースに作られており、緊急物資の輸送等についても、災害対策基本法等の中で同様に規定されています。そのうえで、さらに協定等を結んで、対策を講じている部分があります。

したがって、特措法上でも、行動計画ができた後に協定等を結ぶことを、現時点では考えています。

【藤原委員（日本郵便株式会社青森支店）】

参考になればと思うのですが、東日本大震災の際は石巻に勤務しており、震災を経験しました。すべてライフラインが崩壊したわけですけれども、業務を行う

上で一番困ったことが、燃料、ガソリンの確保が非常に難しく、各市町村でもある程度は確保していたようではありますけれども、それがすべてには行き渡らず、石巻郵便局も配給対象ではありましたが、全く車両が機能しない状況がありました。

特に、燃料の確保というのが、全国的にも携行タンクも確保できないという状況がありましたので、ぜひ、そういった点も検討していただきたいと思います。

【和賀委員（独立行政法人国立病院機構青森病院）】

医療の立場からですが、いろいろな特措法に関わる専門家の書いたものを見ますと、強毒性の感染もさることながら、2009年の鳥インフルエンザ（H1N1）自体の変異があって重症化してくる、それでいて感染能力が高いものに対する対応というのが、押さえられていなければならないということだと思います。

今回、行動計画を作るに当たっては、前回（2009年の鳥インフルエンザ（H1N1））の青森県における対応の問題点を十分に反映した行動計画ができればいいかなと思います。

【事務局】

前回の反省を踏まえて行動計画を作らなければならない、と同時に政府行動計画と整合性を取りながら進めていきたいと思います。

7. 閉会

————— 以上 —————